

集落営農実態調査（北陸）

（令和2年2月1日現在）

－ 集落営農に占める法人の割合は北陸が53.2%と全国で最も高い －

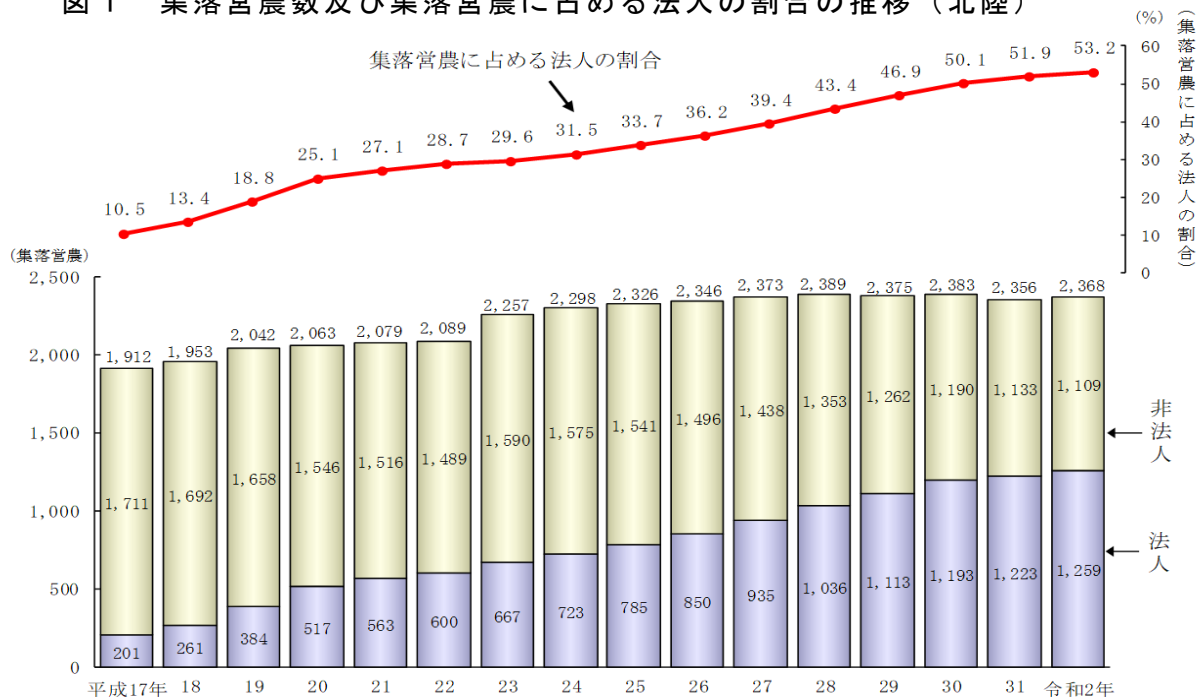
【調査結果の概要】

北陸4県(新潟、富山、石川、福井)における令和2年の集落営農数は2,368となり、前年に比べ12(0.5%)増加した。

このうち、法人の集落営農数は1,259となり、前年に比べ36(2.9%)増加した。

この結果、集落営農に占める法人の割合は53.2%となり、前年に比べ1.3ポイント上昇した。

図1 集落営農数及び集落営農に占める法人の割合の推移（北陸）



注：平成18年までは5月1日現在、平成19年以降は2月1日現在の結果である。

「集落営農」とは、集落を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農をいう。

本資料は、北陸農政局ホームページ中の「統計情報」の次のURLから御覧いただけます。

【 <https://www.maff.go.jp/hokuriku/stat/data/2019yotei.html> 】

本統計調査における調査の目的、調査の対象などは、【調査の概要】P17に掲載しています。

【調査結果】

1 集落営農数

(1) 北陸の集落営農数（令和2年2月1日現在）は2,368となり、前年に比べ12（0.5%）増加した。

内訳をみると、法人の集落営農数は1,259で、非法人の集落営農数は1,109となった。

集落営農に占める法人の割合は53.2%で、全国の36.8%を16.4ポイント上回っており、全国で最も高くなっている。

(2) 集落営農数を県別にみると、新潟県は734、富山県は736、石川県は295、福井県は603集落となった。

このうち法人数は、新潟県381（全国2位）、富山県462（1位）、石川県154（14位）、福井県262（7位）となっている。

（詳細は統計表P8参照）

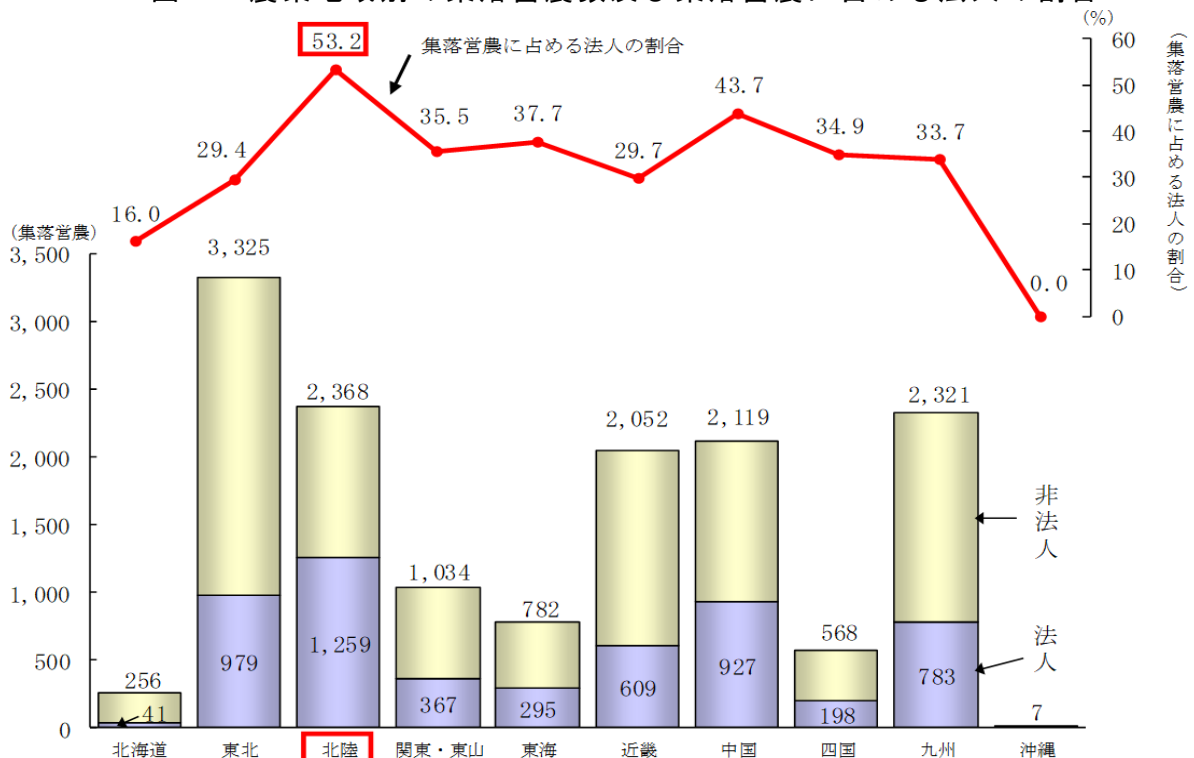
表1 組織形態別集落営農数

区 分	平成31年 ①				令和2年 ②				対前年差 ②-①			
	法人		%	集落営農	法人		%	集落営農	集落営農	ポイント	集落営農	
	集落営農	集落営農			集落営農	集落営農					集落営農	集落営農
全 国	14,949	5,301	(35.5)	9,648	14,832	5,458	(36.8)	9,374	△ 117	157	(1.3)	△ 274
北 陸	2,356	1,223	(51.9)	1,133	2,368	1,259	(53.2)	1,109	12	36	(1.3)	△ 24
新 潟	746	378	(50.7)	368	734	381	(51.9)	353	△ 12	3	(1.2)	△ 15
富 山	736	455	(61.8)	281	736	462	(62.8)	274	0	7	(1.0)	△ 7
石 川	294	151	(51.4)	143	295	154	(52.2)	141	1	3	(0.8)	△ 2
福 井	580	239	(41.2)	341	603	262	(43.4)	341	23	23	(2.2)	0

注：1 表中の「△」は減少したものを示す。

2 () 内の数値は、集落営農に占める法人の割合を示す。

図2 農業地域別の集落営農数及び集落営農に占める法人の割合



*沖縄の法人数は「0」

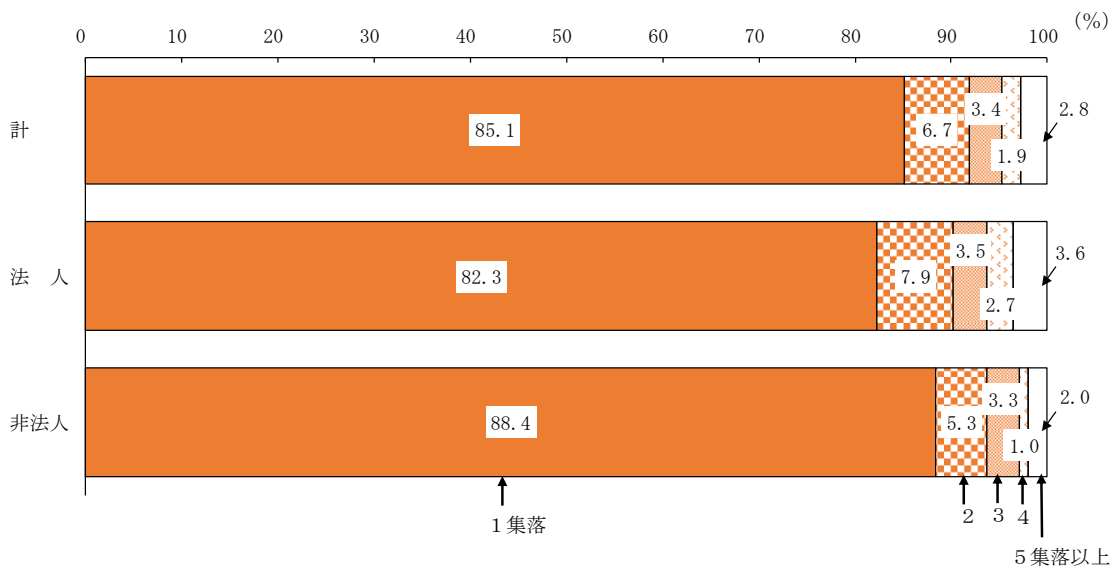
2 集落営農を構成する農業集落数の状況

集落営農を構成する農業集落数別にみた集落営農数の割合をみると、1つの農業集落で構成されている集落営農が85.1%、2集落が6.7%、3集落が3.4%となっている。

これを法人、非法人別にみると、2集落以上の各階層の集落営農数割合は、法人の集落営農が非法人の集落営農に比べ高くなっている。

(詳細は統計表P9、P10参照)

図3 集落営農を構成する農業集落数別にみた集落営農数割合（北陸）



注：構成比については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある（以下同じ。）。

表2 集落営農を構成する農業集落数別集落営農数割合（北陸）

区分	集落営農を構成する農業集落数	集落営農数	1集落	2集落以上					
				2	3	4	5集落以上		
	農業集落	集落営農	%	%	%	%	%	%	
平成31年	計	3,246	2,356	85.3	14.7	6.7	3.4	2.0	2.6
	法人	1,780	1,223	82.7	17.3	7.7	3.6	2.8	3.3
	非法人	1,466	1,133	88.1	11.9	5.6	3.2	1.1	1.9
令和2年	計	3,280	2,368	85.1	14.9	6.7	3.4	1.9	2.8
	法人	1,847	1,259	82.3	17.7	7.9	3.5	2.7	3.6
	非法人	1,433	1,109	88.4	11.6	5.3	3.3	1.0	2.0
対前年差	計	34	12	△ 0.2	0.2	0.0	0.0	△ 0.1	0.2
	法人	67	36	△ 0.4	0.4	0.2	△ 0.1	△ 0.1	0.3
	非法人	△ 33	△ 24	0.3	△ 0.3	△ 0.3	0.1	△ 0.1	0.1

注：構成比については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある（以下同じ。）。

3 集落営農を構成する農家数の状況

構成農家数別にみた集落営農数割合をみると、10～19戸で構成されている集落営農が27.8%と最も高く、次いで9戸以下が25.1%、20～29戸が19.3%の順となっている。

これを法人、非法人別にみると、構成農家数20戸以上の各階層の集落営農数割合は、法人の集落営農が非法人の集落営農に比べ高くなっている。

(詳細は統計表P10、P16参照)

図4 構成農家数別にみた集落営農数割合（北陸）

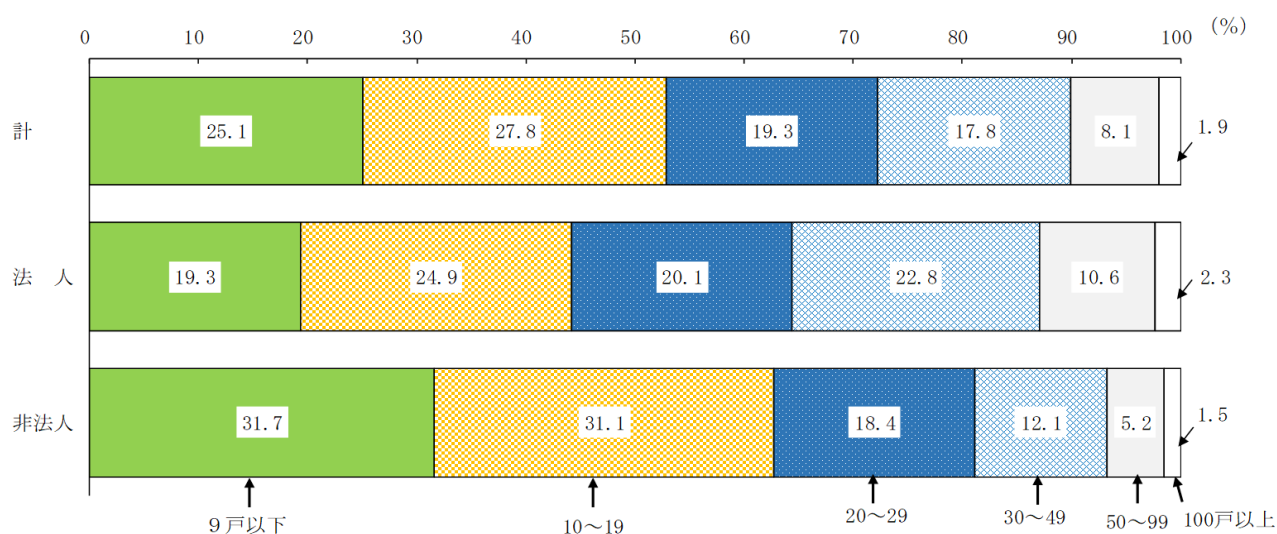


表3 構成農家数別集落営農数割合（北陸）

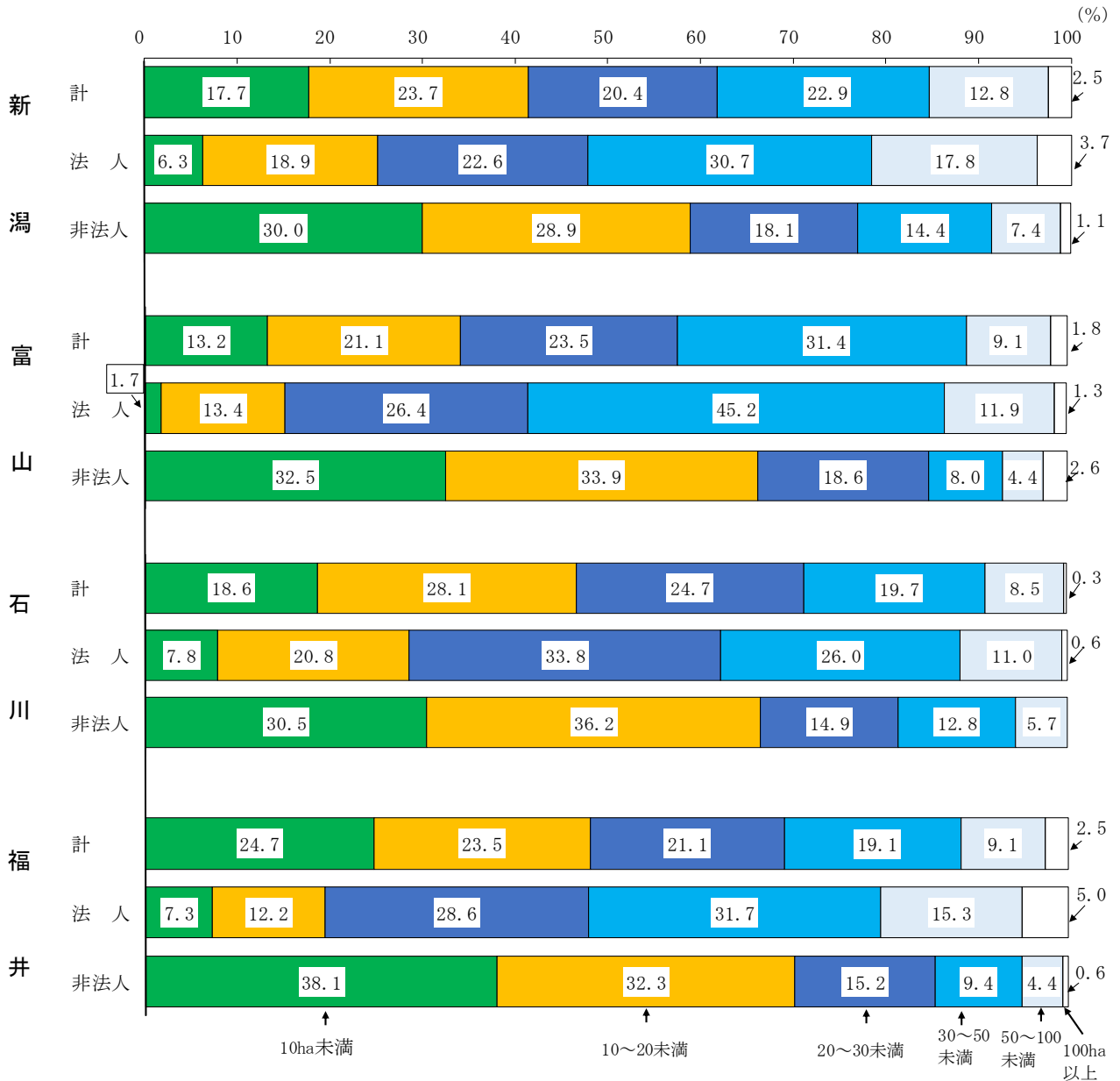
区分	構成農家数	集落営農数	割合						
			9戸以下	10～19	20～29	30～49	50～99	100戸以上	
平成31年	計	59,422	2,356	24.0	28.4	19.6	17.9	8.2	2.0
	法人	35,220	1,223	18.2	25.3	20.7	22.8	10.6	2.4
	非法人	24,202	1,133	30.4	31.6	18.4	12.6	5.6	1.5
令和2年	計	59,155	2,368	25.1	27.8	19.3	17.8	8.1	1.9
	法人	35,882	1,259	19.3	24.9	20.1	22.8	10.6	2.3
	非法人	23,273	1,109	31.7	31.1	18.4	12.1	5.2	1.5
対前年差	計	△ 267	12	1.1	△ 0.6	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1
	法人	662	36	1.1	△ 0.4	△ 0.6	0.0	0.0	△ 0.1
	非法人	△ 929	△ 24	1.3	△ 0.5	0.0	△ 0.5	△ 0.4	0.0

4 集落営農による農地の集積状況

農地現況集積面積(経営耕地面積+農作業受託面積)の規模別集落営農数割合を県別にみると、20ha以上の各階層の集落営農数割合は、法人の集落営農が非法人の集落営農に比べ、いずれの県も高くなっている。

(詳細は統計表 P11~12、P16 参照)

図5 農地の現況集積面積規模別にみた集落営農数割合(北陸各県)



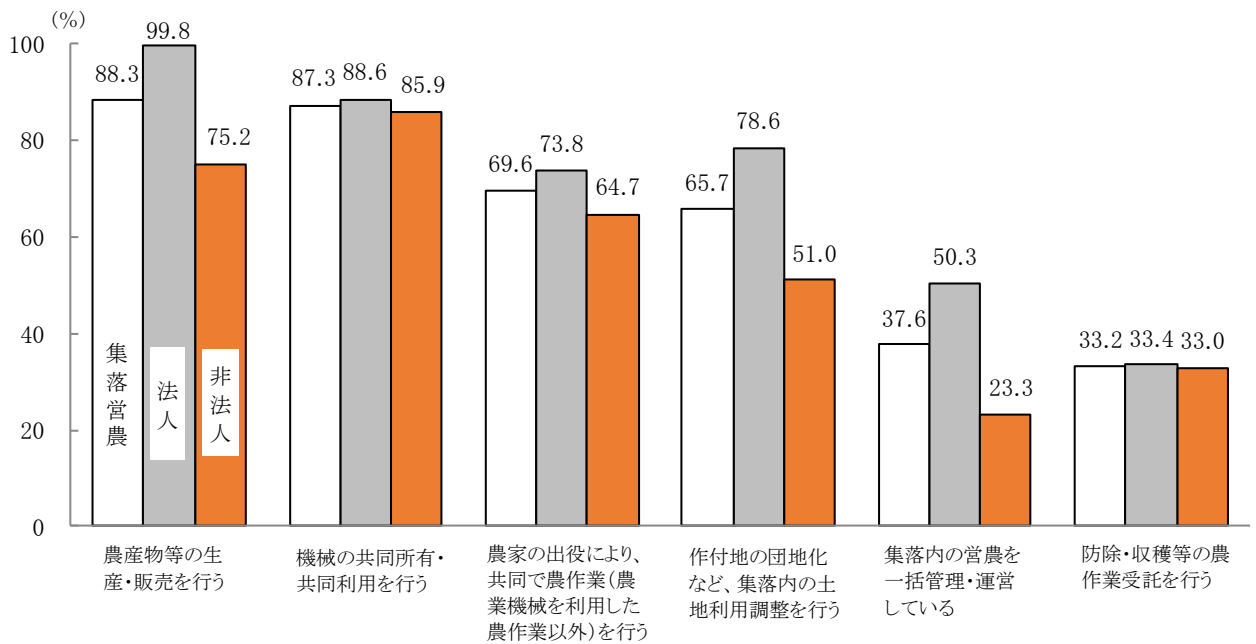
5 集落営農における活動内容(複数回答)

集落営農における具体的な活動内容を集落営農数割合で見ると、「農産物等の生産・販売を行う」が88.3%と最も高く、次いで「機械の共同所有・共同利用を行う」が87.3%、「農家の出役により、共同で農作業を行う」が69.6%の順となっている。

なお、法人では「農産物等の生産・販売を行う」が99.8%と最も高くなっている。

(詳細は統計表 P14～15 参照)

図6 活動内容別集落営農数割合(複数回答)(北陸)



【統計表】

統計表一覧	ページ
1 集落営農数	8
2 組織形態別集落営農数	8
3 農業経営を営む法人となる計画の策定状況別集落営農数	8
4 設立年次別集落営農数	8
5 経営所得安定対策への加入状況別集落営農数	9
6 規約・定款の整備状況別集落営農数	9
7 人・農地プランにおける位置付け状況別集落営農数	
(1) 中心経営体として位置付けの有無別	9
(2) 中心経営体として位置付けられた集落営農の構成員・従業員数	9
8 集落営農を構成する農業集落数別集落営農数	
(1) 計	9
(2) 法人	9
(3) 非法人	10
9 構成農家数別集落営農数	
(1) 計	10
(2) 法人	10
(3) 非法人	10
10 構成農家数割合別集落営農数（集落内の総農家数に占める構成農家数の割合）	10
11 主たる従事者数別集落営農数	11
12 現況集積面積規模別集落営農数	
(1) 計	
ア 経営耕地面積規模別	11
イ 農作業受託面積規模別	11
ウ 経営耕地面積＋農作業受託面積規模別	11
(2) 法人	
ア 経営耕地面積規模別	11
イ 農作業受託面積規模別	12
ウ 経営耕地面積＋農作業受託面積規模別	12
(3) 非法人	
ア 経営耕地面積規模別	12
イ 農作業受託面積規模別	12
ウ 経営耕地面積＋農作業受託面積規模別	12
13 集積面積割合別集落営農数（集落内の総耕地面積に占める割合）	13
14 集落内の田面積割合別集落営農数	13
15 集落内の畑面積割合別集落営農数	13
16 経理の共同化の状況別集落営農数	13
17 活動内容別集落営農数（複数回答）	
(1) 計	14
(2) 法人	14
(3) 非法人	14
18 現況集積面積、構成農家数等	
(1) 計	16
(2) 法人	16
(3) 非法人	16

1 集落営農数

単位：集落営農

区 分	平成31年 (令和元年)	解散・廃止	統合による解散		新規	令和2年
全 国	14,949	350	20		230	14,832
北 陸	2,356	35	3		46	2,368
新 潟	746	16	2		3	734
富 山	736	5	1		5	736
石 川	294	5	-		6	295
福 井	580	9	-		32	603

注：1 「新規」には、組織自体は既に存在していたものの、前年調査以降それらの活動が進展したことにより、本調査における集落営農の定義を満たしたため本年から計上している組織を含む。

2 本年値には、統合または分割となった集落営農を含んでおり、前年値から「解散・廃止」を差し引き「新規」を足した数と一致しない。

2 組織形態別集落営農数

単位：集落営農

区 分	計	法 人					非法人
		小計	農事組合法人	会 社		その他	
				株式会社	合名・合資・ 合同会社		
全 国	14,832	5,458	4,788	597	43	30	9,374
北 陸	2,368	1,259	1,104	144	9	2	1,109
新 潟	734	381	300	81	-	-	353
富 山	736	462	455	7	-	-	274
石 川	295	154	133	20	1	-	141
福 井	603	262	216	36	8	2	341

3 農業経営を営む法人となる計画の策定状況別集落営農数

単位：集落営農

区 分	計	法 人				非 法 人								農業経営を営む法人となる計画を策定していない
		小計	農地所有適格法人(農業生産法人)である	農地所有適格法人(農業生産法人)以外の法人	小計	農業経営を営む法人となる計画を策定している	法人化予定年							
							令和2年	3	4	5	6	7	8年以降	
全 国	14,832	5,458	5,171	287	9,374	2,724	1,377	475	517	202	115	18	20	6,650
北 陸	2,368	1,259	1,245	14	1,109	413	275	51	61	21	2	1	2	696
新 潟	734	381	377	4	353	86	39	18	28	1	-	-	-	267
富 山	736	462	461	1	274	87	35	26	16	9	1	-	-	187
石 川	295	154	153	1	141	60	49	-	1	8	-	-	2	81
福 井	603	262	254	8	341	180	152	7	16	3	1	1	-	161

4 設立年次別集落営農数

単位：集落営農

区 分	計	昭和58年以前	59～63	平成元年～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	令和元年以降
全 国	14,832	1,439	440	420	741	1,222	4,972	2,264	3,101	233
北 陸	2,368	151	47	95	168	239	824	317	487	40
新 潟	734	50	20	30	51	84	315	83	97	4
富 山	736	63	15	34	53	62	169	112	209	19
石 川	295	6	1	8	22	31	111	49	62	5
福 井	603	32	11	23	42	62	229	73	119	12

注：1 「昭和58年以前」には、古い組織である等の理由から、設立年次が不詳の集落営農を含む。

2 「平成元年」には、昭和64年を含む。

3 「令和元年」には、平成31年を含む。

5 経営所得安定対策への加入状況別集落営農数

6 規約・定款の整備状況別集落営農数

区 分	単位：集落営農			単位：集落営農		
	計	加入している	加入していない	計	規約・定款が整備されている	規約・定款が整備されていない
全 国	14,832	10,347	4,485	14,832	14,507	325
北 陸	2,368	1,867	501	2,368	2,324	44
新 潟	734	545	189	734	729	5
富 山	736	610	126	736	707	29
石 川	295	228	67	295	290	5
福 井	603	484	119	603	598	5

7 人・農地プランにおける位置付け状況別集落営農数

(1) 中心経営体として位置付けの有無別

(2) 中心経営体として位置付けられた

集落営農の構成員・従業員数

単位：人

区 分	単位：集落営農			単位：人		
	計	中心経営体として位置付けられている	中心経営体として位置付けられていない	計	中心経営体として位置付けられている集落営農の構成員数	中心経営体として位置付けられている集落営農の従業員数
全 国	14,832	8,989	5,843	270,385	258,540	11,845
北 陸	2,368	1,784	584	43,569	41,663	1,906
新 潟	734	455	279	8,822	8,259	563
富 山	736	623	113	17,829	17,556	273
石 川	295	241	54	4,834	4,002	832
福 井	603	465	138	12,084	11,846	238

8 集落営農を構成する農業集落数別集落営農数

(1) 計

単位：集落営農

区 分	計	1集落	2	3	4	5～9	10集落以上
全 国	14,832	10,839	1,556	794	545	730	368
北 陸	2,368	2,016	159	81	45	52	15
新 潟	734	660	37	15	12	7	3
富 山	736	630	48	24	12	15	7
石 川	295	252	24	12	1	4	2
福 井	603	474	50	30	20	26	3

(2) 法人

単位：集落営農

区 分	計	1集落	2	3	4	5～9	10集落以上
全 国	5,458	3,665	637	367	258	363	168
北 陸	1,259	1,036	100	44	34	38	7
新 潟	381	339	21	5	10	3	3
富 山	462	384	38	17	11	11	1
石 川	154	126	17	6	-	4	1
福 井	262	187	24	16	13	20	2

8 集落営農を構成する農業集落数別集落営農数（続き）

(3) 非法人

単位：集落営農

区 分	計	1集落	2	3	4	5～9	10集落以上
全 国	9,374	7,174	919	427	287	367	200
北 陸	1,109	980	59	37	11	14	8
新 潟	353	321	16	10	2	4	-
富 山	274	246	10	7	1	4	6
石 川	141	126	7	6	1	-	1
福 井	341	287	26	14	7	6	1

9 構成農家数別集落営農数

(1) 計

単位：集落営農

区 分	計	9戸以下	10～19	20～29	30～39	40～49	50～69	70～99	100戸以上	集落営農に認定農業者が参加している
全 国	14,832	2,931	3,948	2,835	1,684	1,003	1,110	598	723	9,171
北 陸	2,368	594	659	457	260	161	135	56	46	1,125
新 潟	734	274	208	112	52	26	37	14	11	518
富 山	736	101	188	181	108	76	44	20	18	247
石 川	295	75	113	50	31	6	11	5	4	170
福 井	603	144	150	114	69	53	43	17	13	190

(2) 法人

単位：集落営農

区 分	計	9戸以下	10～19	20～29	30～39	40～49	50～69	70～99	100戸以上	集落営農に認定農業者が参加している
全 国	5,458	989	1,173	963	694	416	523	304	396	3,321
北 陸	1,259	243	314	253	180	107	92	41	29	593
新 潟	381	132	103	58	30	15	23	12	8	231
富 山	462	28	109	117	88	58	36	18	8	167
石 川	154	41	51	22	20	5	8	3	4	99
福 井	262	42	51	56	42	29	25	8	9	96

(3) 非法人

単位：集落営農

区 分	計	9戸以下	10～19	20～29	30～39	40～49	50～69	70～99	100戸以上	集落営農に認定農業者が参加している
全 国	9,374	1,942	2,775	1,872	990	587	587	294	327	5,850
北 陸	1,109	351	345	204	80	54	43	15	17	532
新 潟	353	142	105	54	22	11	14	2	3	287
富 山	274	73	79	64	20	18	8	2	10	80
石 川	141	34	62	28	11	1	3	2	-	71
福 井	341	102	99	58	27	24	18	9	4	94

10 構成農家数割合別集落営農数（集落内の総農家数に占める構成農家数の割合）

単位：集落営農

区 分	計	50%未満	50～60	60～70	70～80	80～90	90～100	100%
全 国	14,832	5,193	1,279	1,262	1,223	1,335	1,100	3,440
北 陸	2,368	864	219	173	192	240	219	461
新 潟	734	384	72	65	59	57	28	69
富 山	736	144	67	56	68	90	111	200
石 川	295	135	35	17	16	22	18	52
福 井	603	201	45	35	49	71	62	140

11 主たる従事者数別集落営農数

単位：集落営農

区 分	計	主たる従事者は いない	1人	2	3	4	5人以上
全 国	14,832	2,537	2,864	1,472	1,692	1,079	5,188
北 陸	2,368	256	911	259	228	137	577
新 潟	734	52	116	116	102	68	280
富 山	736	129	474	49	33	15	36
石 川	295	32	88	50	23	9	93
福 井	603	43	233	44	70	45	168

12 現況集積面積規模別集落営農数

(1) 計

ア 経営耕地面積規模別

単位：集落営農

区 分	計	5ha未満	5～10	10～20	20～30	30～50	50～100	100ha以上
全 国	14,832	3,778	1,796	3,038	2,225	2,285	1,243	467
北 陸	2,368	305	267	553	489	513	212	29
新 潟	734	134	82	171	128	133	78	8
富 山	736	42	66	159	168	227	65	9
石 川	295	50	32	78	66	53	15	1
福 井	603	79	87	145	127	100	54	11

イ 農作業受託面積規模別

単位：集落営農

区 分	計	5ha未満	5～10	10～20	20～30	30～50	50～100	100ha以上
全 国	14,832	11,456	1,233	1,163	381	302	173	124
北 陸	2,368	2,011	126	123	46	42	15	5
新 潟	734	542	51	76	30	24	7	4
富 山	736	690	27	9	3	4	2	1
石 川	295	239	20	19	8	5	4	-
福 井	603	540	28	19	5	9	2	-

ウ 経営耕地面積＋農作業受託面積規模別

単位：集落営農

区 分	計	5ha未満	5～10	10～20	20～30	30～50	50～100	100ha以上
全 国	14,832	2,003	2,037	3,437	2,537	2,638	1,524	656
北 陸	2,368	173	258	554	523	572	241	47
新 潟	734	54	76	174	150	168	94	18
富 山	736	32	65	155	173	231	67	13
石 川	295	20	35	83	73	58	25	1
福 井	603	67	82	142	127	115	55	15

(2) 法人

ア 経営耕地面積規模別

単位：集落営農

区 分	計	5ha未満	5～10	10～20	20～30	30～50	50～100	100ha以上
全 国	5,458	332	515	1,282	1,124	1,290	704	211
北 陸	1,259	26	59	228	329	427	168	22
新 潟	381	10	25	92	81	106	60	7
富 山	462	1	10	68	120	204	54	5
石 川	154	7	8	36	50	40	12	1
福 井	262	8	16	32	78	77	42	9

12 現況集積面積規模別集落営農数（続き）

(2) 法人（続き）

イ 農作業受託面積規模別

単位：集落営農

区分	計	5ha未満	5～10	10～20	20～30	30～50	50～100	100ha以上
全 国	5,458	4,338	419	390	114	97	57	43
北 陸	1,259	1,118	58	48	14	13	5	3
新 潟	381	313	22	26	9	6	2	3
富 山	462	438	16	4	2	2	-	-
石 川	154	135	7	9	2	-	1	-
福 井	262	232	13	9	1	5	2	-

ウ 経営耕地面積＋農作業受託面積規模別

単位：集落営農

区分	計	5ha未満	5～10	10～20	20～30	30～50	50～100	100ha以上
全 国	5,458	164	394	1,200	1,173	1,404	830	293
北 陸	1,259	16	47	198	335	449	180	34
新 潟	381	6	18	72	86	117	68	14
富 山	462	-	8	62	122	209	55	6
石 川	154	3	9	32	52	40	17	1
福 井	262	7	12	32	75	83	40	13

(3) 非法人

ア 経営耕地面積規模別

単位：集落営農

区分	計	5ha未満	5～10	10～20	20～30	30～50	50～100	100ha以上
全 国	9,374	3,446	1,281	1,756	1,101	995	539	256
北 陸	1,109	279	208	325	160	86	44	7
新 潟	353	124	57	79	47	27	18	1
富 山	274	41	56	91	48	23	11	4
石 川	141	43	24	42	16	13	3	-
福 井	341	71	71	113	49	23	12	2

イ 農作業受託面積規模別

単位：集落営農

区分	計	5ha未満	5～10	10～20	20～30	30～50	50～100	100ha以上
全 国	9,374	7,118	814	773	267	205	116	81
北 陸	1,109	893	68	75	32	29	10	2
新 潟	353	229	29	50	21	18	5	1
富 山	274	252	11	5	1	2	2	1
石 川	141	104	13	10	6	5	3	-
福 井	341	308	15	10	4	4	-	-

ウ 経営耕地面積＋農作業受託面積規模別

単位：集落営農

区分	計	5ha未満	5～10	10～20	20～30	30～50	50～100	100ha以上
全 国	9,374	1,839	1,643	2,237	1,364	1,234	694	363
北 陸	1,109	157	211	356	188	123	61	13
新 潟	353	48	58	102	64	51	26	4
富 山	274	32	57	93	51	22	12	7
石 川	141	17	26	51	21	18	8	-
福 井	341	60	70	110	52	32	15	2

13 集積面積割合別集落営農数（集落内の総耕地面積に占める割合）

単位：集落営農

区 分	計	50%未満	50～60	60～70	70～80	80～90	90～100	100%
全 国	14,832	8,748	1,369	1,150	999	962	722	882
北 陸	2,368	1,070	254	226	220	236	191	171
新 潟	734	403	79	66	59	55	40	32
富 山	736	251	70	67	68	96	85	99
石 川	295	146	44	30	28	25	11	11
福 井	603	270	61	63	65	60	55	29

14 集落内の田面積割合別集落営農数

単位：集落営農

区 分	計	50%未満	50～60	60～70	70～80	80～90	90～100	100%
全 国	14,832	1,049	580	874	1,212	2,660	5,796	2,661
北 陸	2,368	38	26	53	119	299	1,129	704
新 潟	734	15	7	17	49	173	452	21
富 山	736	3	2	7	14	37	220	453
石 川	295	9	12	20	33	46	103	72
福 井	603	11	5	9	23	43	354	158

15 集落内の畑面積割合別集落営農数

単位：集落営農

区 分	計	10%未満	10～20	20～30	30～40	40～50	50%以上
全 国	14,832	9,402	2,523	1,102	698	406	701
北 陸	2,368	1,874	278	119	46	17	34
新 潟	734	485	165	50	15	4	15
富 山	736	683	31	14	6	-	2
石 川	295	190	42	30	16	9	8
福 井	603	516	40	25	9	4	9

16 経理の共同化の状況別集落営農数

単位：集落営農

区 分	計 (実数)	いずれかの収支に係る経理を共同で行っている（複数回答）						組織内の経 理を一括管理 している
		小計 (実数)	農業機械の 利用・管理に 係る収支	オペレーター などの賃金等 に係る収支	資材の購入に 係る収支	生産物の 出荷・販売に 係る収支	農業共済に 係る収支	
全 国	14,832	14,139	13,069	12,660	11,778	11,513	10,850	9,405
北 陸	2,368	2,341	2,312	2,332	2,197	2,090	2,073	2,020
新 潟	734	734	719	733	669	615	604	580
富 山	736	711	709	711	685	657	645	637
石 川	295	295	288	293	273	263	265	255
福 井	603	601	596	595	570	555	559	548

17 活動内容別集落営農数（複数回答）

(1) 計

区 分	計 (実数)	農産物等の生産・販売活動				
		小計 (実数)	水稻・陸稲を 生産・販売	麦、大豆、てん菜、 原料用ばれいしよの うち、いずれかを 生産・販売	その他の作物 (畜産物を含む。) を生産・販売	農産加工品の 生産・販売
全 国 (1)	14,832	11,551	9,213	6,581	5,684	624
北 陸 (2)	2,368	2,090	1,854	1,197	754	91
新 潟 (3)	734	615	510	277	181	45
富 山 (4)	736	657	611	463	298	15
石 川 (5)	295	263	231	128	79	13
福 井 (6)	603	555	502	329	196	18

(2) 法人

区 分	計 (実数)	農産物等の生産・販売活動				
		小計 (実数)	水稻・陸稲を 生産・販売	麦、大豆、てん菜、 原料用ばれいしよの うち、いずれかを 生産・販売	その他の作物 (畜産物を含む。) を生産・販売	農産加工品の 生産・販売
全 国 (1)	5,458	5,407	5,028	3,699	3,134	462
北 陸 (2)	1,259	1,256	1,224	832	521	82
新 潟 (3)	381	380	372	186	114	40
富 山 (4)	462	462	452	396	226	13
石 川 (5)	154	152	148	70	56	12
福 井 (6)	262	262	252	180	125	17

(3) 非法人

区 分	計 (実数)	農産物等の生産・販売活動				
		小計 (実数)	水稻・陸稲を 生産・販売	麦、大豆、てん菜、 原料用ばれいしよの うち、いずれかを 生産・販売	その他の作物 (畜産物を含む。) を生産・販売	農産加工品の 生産・販売
全 国 (1)	9,374	6,144	4,185	2,882	2,550	162
北 陸 (2)	1,109	834	630	365	233	9
新 潟 (3)	353	235	138	91	67	5
富 山 (4)	274	195	159	67	72	2
石 川 (5)	141	111	83	58	23	1
福 井 (6)	341	293	250	149	71	1

単位：集落営農

農産物等の生産・販売以外の活動				集落内の営農を一括管理・運営している	
機械の共同所有・共同利用を行う	防除・収穫等の農作業受託を行う	農家の出役により、共同で農作業（農業機械を利用した農作業以外）を行う	作付地の団地化など、集落内の土地利用調整を行う		
12,015	6,538	7,669	8,429	4,182	(1)
2,068	787	1,647	1,555	891	(2)
653	297	428	341	179	(3)
640	206	579	631	380	(4)
254	87	179	176	109	(5)
521	197	461	407	223	(6)

単位：集落営農

農産物等の生産・販売以外の活動				集落内の営農を一括管理・運営している	
機械の共同所有・共同利用を行う	防除・収穫等の農作業受託を行う	農家の出役により、共同で農作業（農業機械を利用した農作業以外）を行う	作付地の団地化など、集落内の土地利用調整を行う		
4,791	2,497	3,447	3,933	2,455	(1)
1,115	421	929	989	633	(2)
328	132	243	226	130	(3)
431	129	390	443	298	(4)
126	44	89	106	71	(5)
230	116	207	214	134	(6)

単位：集落営農

農産物等の生産・販売以外の活動				集落内の営農を一括管理・運営している	
機械の共同所有・共同利用を行う	防除・収穫等の農作業受託を行う	農家の出役により、共同で農作業（農業機械を利用した農作業以外）を行う	作付地の団地化など、集落内の土地利用調整を行う		
7,224	4,041	4,222	4,496	1,727	(1)
953	366	718	566	258	(2)
325	165	185	115	49	(3)
209	77	189	188	82	(4)
128	43	90	70	38	(5)
291	81	254	193	89	(6)

18 現況集積面積、構成農家数等

(1) 計

区 分	現況集積面積			構成農家数	集落営農を 構成する 農業集落数
	計	経営耕地 面積	農作業 受託面積		
	ha	ha	ha	戸	農業集落
全 国	470,002	382,341	87,661	490,465	29,670
北 陸	66,693	59,209	7,484	59,155	3,280
新 潟	21,716	17,528	4,188	15,162	906
富 山	22,036	20,949	1,087	21,720	1,025
石 川	6,967	5,930	1,037	6,251	386
福 井	15,974	14,802	1,172	16,022	963

(2) 法人

区 分	現況集積面積			構成農家数	集落営農を 構成する 農業集落数
	計	経営耕地 面積	農作業 受託面積		
	ha	ha	ha	戸	農業集落
全 国	218,692	187,521	31,171	218,919	12,406
北 陸	44,736	41,738	2,998	35,882	1,847
新 潟	13,964	12,332	1,632	8,938	489
富 山	16,195	15,774	421	14,848	641
石 川	4,412	4,121	291	3,773	212
福 井	10,165	9,511	654	8,323	505

(3) 非法人

区 分	現況集積面積			構成農家数	集落営農を 構成する 農業集落数
	計	経営耕地 面積	農作業 受託面積		
	ha	ha	ha	戸	農業集落
全 国	251,310	194,820	56,490	271,546	17,264
北 陸	21,957	17,471	4,486	23,273	1,433
新 潟	7,752	5,196	2,556	6,224	417
富 山	5,841	5,175	666	6,872	384
石 川	2,555	1,809	746	2,478	174
福 井	5,809	5,291	518	7,699	458

【調査の概要】

1 調査の目的

集落営農実態調査（以下「本調査」という。）は、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手として位置付けられた集落営農組織の育成・確保等に係る施策の企画・立案、推進等に必要な資料の整備を行うことを目的とする。

2 調査の対象

全国の市区町村（直近の農林業センサスにおいて、耕地の存在が認められなかった市区町村を除く。）を対象とした（調査対象者数：1,737、回収率 100.0%）。

なお、北陸における調査対象者数は 81、回収率は 100.0%。

3 調査事項

- (1) 集落営農の組織形態
- (2) 法人化計画
- (3) 構成員数
- (4) 経営規模・農地利用の現状
- (5) 集落営農の活動内容
- (6) 収支の共同経理の状況
- (7) その他集落営農の実態を把握するために必要な事項

4 調査期日

令和 2 年 2 月 1 日現在

5 調査方法

実査機関から調査対象者に対して調査資材を郵送により配布し、政府統計共同利用システムのオンライン調査システム、電子メール、郵送又はファクシミリにより回収する自計調査の方法により行った。

6 集計方法

各市区町村の調査結果を単純積み上げとした。

7 目標精度

本調査は全数調査のため、目標精度は設定していない。

8 用語の解説

集落営農

1 「集落」を単位として^{注1)} 農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意^{注2)}の下に実施される営農(農業用機械の所有のみを共同で行う取組^{注3)}及び栽培協定または用排水の管理の合意のみの取組^{注4)}を除く。)をいう。

注1) 「集落を単位として」

集落営農を構成する農家の範囲が、ひとつの農業集落を基本的な単位としていること。例外として、他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合や、複数の集落をひとつの単位として構成する場合を含む。

なお、集落を構成する全ての農家が何らかの形で集落営農に参加していることが原則であるが、集落内のおおむね過半の農家が参加している場合はこれを含む。

また、大規模な集落の場合で、集落内に「組(くみ)」等、実質的に集落としての機能を持った、より小さな単位がある場合は、これを単位とする。

注2) 「農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意」

集落営農に参加する農家が、集落営農の組織形態、農地の利用計画、農業用機械の利用計画、役員、オペレーター等の選定、栽培方法等、集落としてまとまりを持った営農に関するいずれかの事項について行う合意をいう。

注3) 「農業用機械の所有のみを共同で行う取組」

農業用機械を集落で共同所有するが、その利用については、各農家が自作地の耕作等のために個人ごとに借りて行うものをいう。

注4) 「栽培協定及び用排水の管理の合意のみの取組」

集落内の品種の統一等の栽培協定及び集落としての用排水の合理的な利用のための管理のみを行うものをいう。

2 具体的には、次のいずれかに該当する取組を行っているものとする。

- (1) 集落で農業用機械を共同所有し、集落ぐるみのまとまった営農計画等に基づいて、集落営農に参加する農家が共同で利用している。
- (2) 集落で農業用機械を共同所有し、集落営農に参加する農家から基幹作業の委託を受けたオペレーター組織等が利用している。
- (3) 集落の農地全体をひとつの農場と見なし、集落内の営農を一括して管理・運営を行っている。
- (4) 認定農業者、農地所有適格法人等、地域の意欲ある担い手に農地の集積、農作業の委託等を進めながら、集落ぐるみでのまとまった営農計画等により集落単位での土地利用及び営農を行っている。
- (5) 集落営農に参加する各農家の出役により、共同で(農業用機械を利用した農作業以外の)農作業を行っている。
- (6) 作付地の団地化など、集落内の土地利用調整を行っている。

組織形態	
農事組合法人	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、農業生産についての協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
株式会社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
合名会社	会社法に基づき、合名会社の組織形態をとっているものをいう。
合資会社	会社法に基づき、合資会社の組織形態をとっているものをいう。
合同会社	会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
その他	農業協同組合法に基づく農事組合法人及び会社法に基づく会社以外の法人（NPO法人等）をいう。
非法人	法人格を有しない任意組織をいう。
農地所有適格法人（農業生産法人）	農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいい、農地又は採草放牧地を所有することができる法人をいう。
設立年次	集落営農の設立年次とする。ただし、統合・分割・法人化による組織体制の変更があった場合は、その時点を設定年次とする。
経営所得安定対策への加入状況	調査実施年度に実施された経営所得安定対策への加入状況をみたものである。
人・農地プランの中心経営体として位置付けられている	市町村により決定された人・農地プランに、集落・地域における今後の中心となる経営体として位置付けられた場合が該当する。
集落営農を構成する農業集落数	地縁的に、他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合は、農業集落数には含まない。 なお、集落内に「組（くみ）」など、実質的に集落としての機能を持った、より小さな単位があり、「組」の中で集落営農活動が行われている場合は、1集落とする。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定に基づき、農業経営改善計画を作成し市町村の認定を受けた農業者をいう。

主たる従事者	当該集落営農の構成員のうち、その組織が行う耕作又は養畜を中核的に担う者であり、かつ、農業経営基盤強化促進法第6条の規定に基づき市町村が基本構想において定める農業所得水準を目指している者又はこれに達している者をいう。
現況集積面積	経営耕地面積及び農作業受託面積を合計した面積をいう。
経営耕地面積	<p>集落営農が現在経営する耕地をいい、自己所有地に借地を加えたものをいう。</p> <p>なお、集落営農が関わっている面積全体を把握する必要があるため、農地の利用調整など集落営農が経営する耕地に該当しない面積についてもこれに含む。</p>
農作業受託面積	集落営農が農作業受託した実面積をいい、部分作業受託を行った場合を含む。
収支の共同経営の状況	<p>次の経理について、組織における共同化の状況を見るものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業機械の利用・管理に係る収支 耕作目的で利用している農業機械の利用料、燃料代、保管料等についての収支を組織として共同で行っている場合に該当する。 2 オペレーター等の賃金等に係る収支 オペレーターの出役賃金や雇用者の雇用労賃等、耕作目的の作業労賃についての収支を組織として共同で行っている場合に該当する。 3 資材の購入に係る収支 農業生産資材（原料及び補助原料で、種苗、肥料、飼料、薬剤、加工原料等）の購入についての収支を組織として共同で行っている場合に該当する。 4 生産物の出荷・販売に係る収支 生産物の出荷・販売に係る運搬費、売上等についての収支を組織として共同で行っている場合に該当する。 5 農業共済及び農業経営収入保険に係る収支 農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び共済金並びに保険料及び保険金についての収支を組織として共同で行っている場合に該当する。
集落営農の活動内容	<p>次の活動について、組織の活動状況を見るものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農産物等の生産・販売活動 集落営農による農産物又は農産加工品の生産及び販売活動をいう。 2 農産物等の生産・販売以外の活動 集落営農による防除・収穫等の農作業受託、作付地の団地化など集落内の土地利用調整、農家の出役による共同の農作業（農業用機械を利用した農作業以外）又は機械の共同所有・共同利用をいう。

- 3 集落内の営農を一括管理・運営している集落営農
集落の農地全体をひとつの農場とみなし、集落内の営農を一括して管理・運営（農業生産過程における全部についての共同化・統一化に関する合意の下に営農を実施）している集落営農をいう。
なお、農業生産過程のうち、防除等の一部作業を構成農家が個別に行う場合であっても、そのことに関する合意がされているものや、収支の一括管理までを行っていないものを含む。

9 利用上の注意

- (1) 表中に用いた記号は、次のとおりである。
「-」：事実のないもの
- (2) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「集落営農実態調査（令和2年2月1日現在）」（農林水産省）による旨を記載してください。

10 その他

この資料の数値は、概数値である。確定した詳細な数値は、農林水産省ホームページに掲載（令和2年10月予定）するとともに、その後刊行する『令和2年集落営農実態調査報告書』に掲載する。

なお、公表した数値の正誤情報は、農林水産省ホームページでお知らせする。

【ホームページ掲載案内】

- 北陸の各種農林水産統計調査結果は、北陸農政局ホームページ中の「統計情報」で御覧いただけます。

【 <https://www.maff.go.jp/hokuriku/stat/> 】

- 各種農林水産統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の「統計情報」で御覧いただけます。

【 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】

この結果は、分野別分類「農家数、担い手、農地など」の「集落営農実態調査」で御覧いただけます。

【 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/einou/index.html#y> 】

【関係リンク】

集落営農施策関連ページ：農林水産省＞組織・政策＞経営局＞集落営農について

【 https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/seido_syuuraku.html 】

お問合せ先

◎本統計調査結果について

連絡先：北陸農政局 統計部
経営・構造統計課

電話：（代表）076(263)2161 内線3632
（直通）076(232)4894

◎農林水産統計全般について

連絡先：北陸農政局 統計部
統計企画課

電話：（代表）076(263)2161 内線3623
（直通）076(232)4892



政府統計

政府統計の総合窓口
(e-Stat)

<https://www.e-stat.go.jp/>